電設福利共済会　会員の皆さまへ

本パンフレットをご一読いただき、
この機会にぜひ加入・保障の見直しをご検討ください！

2025年度
電設生命共済制度（事業所掛）

団体定期保険【契約概要・注意喚起情報】

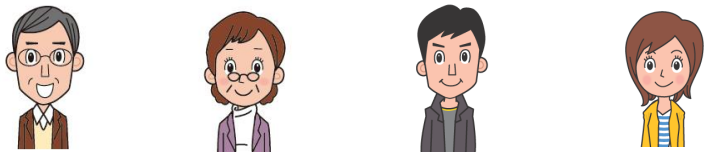

団体定期保険の魅力

この保険は福利厚生制度の一環です。

安心の24時間保障
業務内外を問わず保障されます。

簡単なお手続き
対象者への同意確認と一括告知があれば
加入（増口）のお申込みができます。

掛金は損金算入可能
少ない負担で全員分の弔慰金・
死亡退職金が準備できます。

契約は1年更新
さまざまな変化への対応が可能です。

申込書提出先

電設福利共済会（事務委託）電設共済会

〒174-8526　東京都板橋区坂下一丁目３３番１２号
電設健保へるすぴあ２階
TEL 03-5970-0310

申込締切日

手続内容	効力開始日	電設福利共済会必着日
追加加入 増口（減口） 脱退 掛金口座等諸変更	毎月１日	効力開始日の前月２０日
	２月１日更新時	２０２４年１２月２０日

所定の書類に必要事項を記入のうえ、電設福利共済会宛提出してください。
※締切日が土・日曜・祝日と重なる場合は前日に繰り上がります。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、
ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただき
ご検討ください。

金融庁
公的保険ポータル

CG2024-0413

本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● **契約概要（Ｐ１～Ｐ４）** 個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。	・商品のしくみと特徴 ・主なお支払理由と制限事項 ・保険金額、掛金、保険期間　等
● **注意喚起情報（Ｐ５～Ｐ７）** 生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。	・告知義務制度 ・保障の開始時期 ・保険金が支払われない場合　等
● **支払に関する補足説明（Ｐ８～Ｐ１０）** 保険金をお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。	・保障内容の補足説明 ・保険金の支払の具体例　等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

⚠ 本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契　約　概　要

① 団体定期保険のしくみ

●役員・従業員などに死亡または高度障害等の保障をご準備いただくため、当共済会が契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。福利厚生制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。

●希望される会員および会員事業所が加入でき、会員事業所の役員・従業員など加入対象者全員のお申込みをしていただきます。

●掛金は会員および会員事業所にご負担いただきます。

●保険期間は１年ですが、加入対象者である限り、自動更新（継続）されます。現行の保険金額と同額以下で継続する場合は、健康状態の告知は不要です（増口する場合は、告知が必要です）。

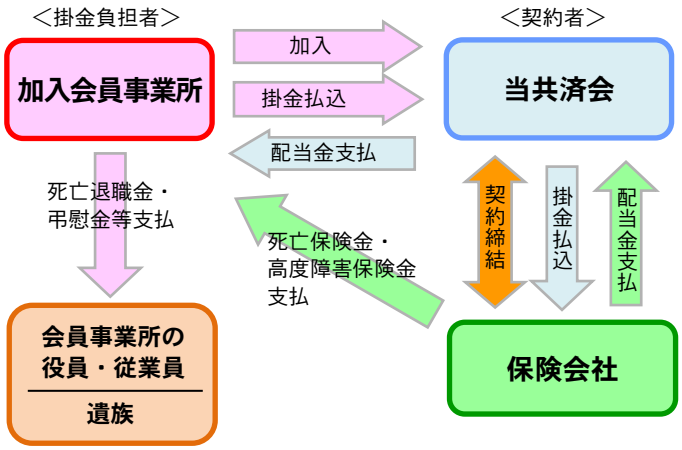

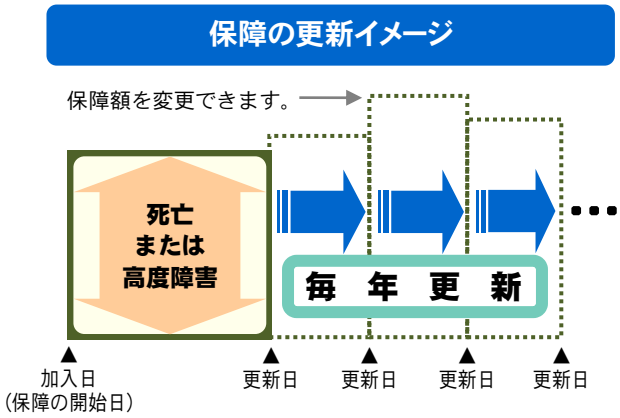

② 加入対象者

※年齢は２０２５年２月１日（更新日）現在の表示

当共済会会員、会員事業所の役員・従業員および事務局専従者で

満１４歳６か月超７０歳６か月以下（継続加入のときは満７５歳６か月以下）の方

⚠ **加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。**

詳細　Ｐ４　契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入日（保障開始日）	毎月１日　　増口（減口）も毎月取扱います。
保険期間	２０２５年２月１日　から　２０２６年１月３１日　までの１年間 ※保険期間途中の加入者は、加入した日から上記保険期間末日までが、初年度の保険期間となります。 ※お申し出がない場合には、毎年更新日（保険期間末日の翌日）に自動更新されます。

④ 支払われる保険金（保障の内容）

以下の保障がセットとなります。

保険金	支払対象となる場合	名称
1 死亡保険金（注）	加入者が保険期間中に、死亡されたとき	主契約
2 高度障害保険金（注）	加入者が保険期間中に、加入日以後の傷害または疾病によって、所定の高度障害状態（※）になられたとき	
3 災害保険金	加入者が保険期間中に、加入日以後に発生した不慮の事故（※）による傷害を直接の原因として、その事故の日から１８０日以内に死亡されたとき、または加入日以後に発病した所定の感染症（※）を直接の原因として死亡されたとき	団体定期保険 災害割増特約
4 災害高度障害保険金	加入者が保険期間中に、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から１８０日以内に所定の高度障害状態になられたとき、または加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として所定の高度障害状態になられたとき	

（注）死亡保険金または高度障害保険金はいずれか一方が支払われた時点でその加入者の保障が終了します。

（※）「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」について　**詳細　Ｐ８　支払に関する補足説明**

⑤ 同意確認

加入（増口）にあたり、加入対象者全員から、保障内容、保険金額、および会員事業所が保険金の受取人となることについて、同意確認（署名または記名・捺印）をいただく必要があります。

保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

詳細　Ｐ６　注意喚起情報「⑤保険金が支払われない場合について」

⑥ 加入コースと掛金

～ 会員事業所単位で加入対象者全員の
お申込みをしていただきます ～

（1 等の番号は、契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の保険金を示しています。）

内容	保険金	１口	２口	３口	４口	５口	６口	７口	８口	９口	１０口	１５口
病気で死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき	1または2	万円 100	万円 200	万円 300	万円 400	万円 500	万円 600	万円 700	万円 800	万円 900	万円 1000	万円 1500
不慮の事故で死亡されたとき、または高度障害状態になられたとき	1＋3 または 2＋4	万円 150	万円 300	万円 450	万円 600	万円 750	万円 900	万円 1050	万円 1200	万円 1350	万円 1500	万円 2250

掛金月額（円）													
	15 歳～35 歳	男性	136	271	407	542	678	813	949	1,084	1,220	1,355	2,033
	H1. 8. 2～H22. 8. 1 生	女性	96	192	288	384	480	576	672	768	864	960	1,440
	36 歳～40 歳	男性	162	323	485	646	808	969	1,131	1,292	1,454	1,615	2,423
	S59. 8. 2～H1. 8. 1 生	女性	137	274	411	548	685	822	959	1,096	1,233	1,370	2,055
	41 歳～45 歳	男性	205	409	614	818	1,023	1,227	1,432	1,636	1,841	2,045	3,068
	S54. 8. 2～S59. 8. 1 生	女性	160	320	480	640	800	960	1,120	1,280	1,440	1,600	2,400
	46 歳～50 歳	男性	276	551	827	1,102	1,378	1,653	1,929	2,204	2,480	2,755	4,133
	S49. 8. 2～S54. 8. 1 生	女性	212	424	636	848	1,060	1,272	1,484	1,696	1,908	2,120	3,180
	51 歳～55 歳	男性	383	765	1,148	1,530	1,913	2,295	2,678	3,060	3,443	3,825	5,738
	S44. 8. 2～S49. 8. 1 生	女性	274	548	822	1,096	1,370	1,644	1,918	2,192	2,466	2,740	4,110
	56 歳～60 歳	男性	535	1,069	1,604	2,138	2,673	3,207	3,742	4,276	4,811	5,345	8,018
	S39. 8. 2～S44. 8. 1 生	女性	338	676	1,014	1,352	1,690	2,028	2,366	2,704	3,042	3,380	5,070
	61 歳～65 歳	男性	797	1,593	2,390	3,186	3,983	4,779	5,576	6,372	7,169	7,965	11,948
	S34. 8. 2～S39. 8. 1 生	女性	437	874	1,311	1,748	2,185	2,622	3,059	3,496	3,933	4,370	6,555
	66 歳～70 歳	男性	1,162	2,323	3,485	4,646	5,808	6,969	8,131	9,292	10,454	11,615	17,423
	S29. 8. 2～S34. 8. 1 生	女性	577	1,154	1,731	2,308	2,885	3,462	4,039	4,616	5,193	5,770	8,655
	71 歳	男性	1,508	3,015	4,523	6,030	7,538						
	S28. 8. 2～S29. 8. 1 生	女性	754	1,508	2,262	3,016	3,770						
	72 歳	男性	1,664	3,327	4,991	6,654	8,318						
	S27. 8. 2～S28. 8. 1 生	女性	836	1,672	2,508	3,344	4,180						
	73 歳	男性	1,845	3,689	5,534	7,378	9,223						
	S26. 8. 2～S27. 8. 1 生	女性	932	1,864	2,796	3,728	4,660						
	74 歳	男性	2,055	4,109	6,164	8,218	10,273						
	S25. 8. 2～S26. 8. 1 生	女性	1,038	2,076	3,114	4,152	5,190						
	75 歳	男性	2,303	4,605	6,908	9,210	11,513						
	S24. 8. 2～S25. 8. 1 生	女性	1,153	2,306	3,459	4,612	5,765						

※加入口数は、最低１口から１口刻みで、最高１５口まで加入できます。

※７１歳以上の方については、５口が限度となります。

■**記載の掛金は概算掛金です。**実際の掛金は、申込締切後に確定します。すでに掛金を払い込まれている場合は、確定掛金との差額を精算します。

■**掛金は毎年更新日に見直されます。**

■記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、更新日（２０２５年２月１日）現在の年齢を満年齢で計算し、１年未満の端数について６か月を超えるものは切り上げて、６か月以下のものは切り捨てます。

■掛金は、会員事業所の負担となります。記載の掛金は加入者１人あたりの掛金であり、会員事業所が負担する掛金は加入者全員分を合計した金額となります。記載のとおり、年齢群団別・性別の掛金となっています。更新時、年齢群団が１ランク上がる加入者については、掛金が自動的にアップになりますのでご了承ください。

■保険料と事務運営費を合算して掛金と記載しています。事務運営費は死亡保険金１００万円あたり１０円です。

⑦ 保険金の受取人

会員事業所（事業主）
死亡（災害）保険金の請求の際には、必ず労働基準法施行規則第４２条・第４３条に定める加入者の遺族の了知（署名・捺印）が必要です。また、高度障害保険金の請求の際には、必ず加入者の了知（署名・捺印）が必要です。
※労働基準法施行規則第４２条・第４３条に定める遺族とは、優先順位の高い順に以下のとおりとなります。
（１）配偶者　（２）死亡当時、生計を一にしていた子、父母、孫、祖父母の順　等

⑧ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（１年間）の収支計算を行い、剰余金が生じた場合に支払われます。
※将来支払われる配当金は変動し、０となる可能性もあります。
※保険期間途中に脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

⑨ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細　**Ｐ５　注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」**

⑩ 引受保険会社

※２０２４年８月２９日現在

下記の引受保険会社は、それぞれの引受割合の責任を負います。
【引受保険会社（引受割合）】
・住友生命保険相互会社　（７７．５８％）［事務幹事会社］　・日本生命保険相互会社　（２．８３％）
・明治安田生命保険相互会社　（１９．５９％）
※引受保険会社と引受割合は、今後変更することがあります。

⑪ 掛金の払込み

■掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」に委託して、指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月２７日（休日の場合は翌営業日）に毎月自動的に引落しいたします。
■掛金の口座引落しが不能のときは翌月２７日に２か月分引落しの手配を行い、それでも引落し不能のときは自動的に当月１日にさかのぼって脱退の取扱いとし、保障はなくなります。

加入に際しての留意事項

■加入対象者ではない方は加入できません。
■万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。

加入対象者について　**Ｐ１　契約概要「②加入対象者」**

■満７０歳６か月を超えて継続加入される方は、増口できません。

税務について

※個別の税務取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。記載の内容は、２０２３年１１月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

■掛金の税務　＜会員事業所（事業主）が掛金を負担した場合＞
福利厚生費として全額損金（必要経費）に算入できます。
※ただし、個人事業主が本人および事業主と生計を一にする親族にかかる掛金を負担した場合は、掛金のうち主契約の保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）が一般生命保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。上記以外の掛金は生命保険料控除の対象外となります。

■保険金の税務　＜受取人が会員事業所（事業主）の場合＞
経理上いったん益金（個人事業主の場合は事業所得の収入金額）として計上し、死亡退職金・弔慰金として被保険者の遺族に支給したときその支給額を損金（必要経費）に算入します。会員事業所経由で相続人に支給された死亡退職金・弔慰金については、以下の金額まで相続税法上非課税です。超える部分は相続税が課せられます。

死亡退職金	法定相続人数×５００万円
弔慰金	（業務上死亡）月収の３年分　（業務外死亡）月収の６か月分

注 意 喚 起 情 報

※増口を申し込む場合は、本文中の‘加入’を‘増口’と読み替えてください。

① 申込み時　クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当共済会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時　告知に関する重要事項について

□ 健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※告知事項に該当しない場合でも、生命保険会社が保有するお客さま情報により加入できない場合があります。

□ 口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当共済会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認いただき、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。

□ 正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことがらは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。
この場合　・告知義務違反による解除の対象外となる１年経過後にも取消しとなることがあります。
　　・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時　責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当共済会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後　この制度から脱退する場合について

■加入者が死亡された場合、高度障害保険金が支払われた場合、または退職などで加入対象者ではなくなった場合は、この制度から脱退となります。
■２年以上継続加入されていた加入者が所定の条件を満たし脱退する場合、脱退日から１か月以内であれば、告知や診査を省略して住友生命が指定する個人保険（養老保険）に加入できます。（保険料や保障内容などはこの制度とは異なります。）なお、脱退時の年齢等によっては、加入できない場合がありますので、検討にあたっては当共済会担当者または７ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

⑤ 請求時　保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**
（保険金を中途で増口された場合は、増口部分にも適用されます。）

■加入日（保障開始日）前の傷害または疾病を原因とする場合
高度障害保険金等のお支払いは、所定の支払事由の原因となる傷害または疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷害または疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。

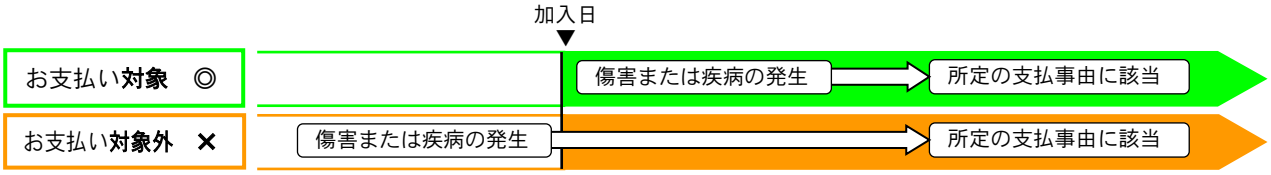

■契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合

■契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

■契約者、加入者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合

■保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

■保険金の下記免責事由に該当した場合

死亡保険金 高度障害保険金	・加入日から１年以内における自殺による死亡。ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときには、支払われる場合があります。 ・契約者または保険金受取人の故意による死亡または高度障害 ・加入者の故意による高度障害 ・戦争その他の変乱による死亡または高度障害
その他の 保険金	・加入者または契約者の故意または重大な過失によるとき ・保険金受取人の故意または重大な過失によるとき ・加入者の犯罪行為によるとき ・加入者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ・加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ・加入者が法令に定める運転資格を持たないで（運転免許の効力停止中も含みます）運転している間に生じた事故によるとき ・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

その他事例　**Ｐ１０　保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例**

⑥ 請求時　保険金・給付金をもれなく請求していただくために

■加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当共済会担当者または９ページに記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

■保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。

⑦ 諸制度　生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

＜生命保険契約者保護機構＞
●電話番号：03-3286-2820
●受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～正午、午後１時～午後５時
●ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp/

⑧ 諸制度　生命保険協会の「生命保険相談所」について

■この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。

■一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）

■なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度　契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（法人サービス室）
0120-357224

【受付時間】
月曜日～金曜日　午前９時～午後５時
（祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名、加入者の方は被保険者番号もお伝えください。
●証券番号：５４７５３５２０５
●契約者名：電設福利共済会

支払に関する補足説明

Ｐ２　契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」について、以下のとおり補足説明します。

●高度障害状態【具体的事例】

1	完全な両眼の失明のほか、眼鏡やコンタクトレンズなどを用いても両眼の各視力が０．０２以下の場合
2	・声帯すべてをてき出した場合や音声言語による意思疎通が不可能となった場合 ・あご・歯・舌の障害等のため流動食以外のものがまったく摂取できない状態となった場合
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、特別な器具等を用いても（杖歩行やスプーン等を用いての食事など）下記①～⑦すべてが自分ではできず、常に他人の介護を要する場合 ①食物摂取　②排便・排尿　③排便・排尿の後始末　④衣服着脱　⑤起居　⑥歩行　⑦入浴
4	両腕について、手首以上で切断したか、手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなった場合
5	両足について、足首以上で切断したか、足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
6	片方の腕について手首以上で切断し、かつ、片方の足を足首以上で切断または片方の足の３大関節（また関節・ひざ関節・足関節）がすべてまったく動かなくなった場合
7	片方の手の３大関節（肩関節・ひじ関節・手関節）がすべてまったく動かなくなり、かつ、片方の足を足首以上で切断した場合

※高度障害状態とは「回復の見込みがない状態」であることが必要ですので、一時的に上記の状態に該当したとしても、**回復の見込みがある場合は、高度障害状態には該当しません。**

●不慮の事故【主な例】

〇自動車・鉄道・その他道路交通機関による事故
〇航空機・水上交通機関による事故
〇医薬品・ガス等による中毒
〇火災および火焔（かえん）による事故
〇墜落
〇治療上の事故および治療処置後の合併症
（治療の原因が疾病によるものを除く）

●感染症

対象となる感染症は下記のものをいいます。

〇コレラ、腸チフス、パラチフスＡ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎〈ポリオ〉、ラッサ熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡（とうそう）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕
（ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。）

〇新型コロナウイルス感染症
※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）である感染症をいい、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める次のいずれかの疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、これを含めます。
1．一類感染症、二類感染症または三類感染症
2．新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
3．指定感染症

※平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に定められた分類項目中のもの（分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ-10（2003 年版）準拠」による）

「高度障害状態」「不慮の事故」「感染症」についての詳細は、次ページに記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

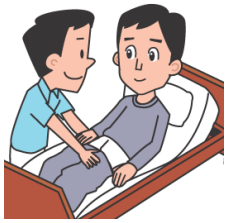

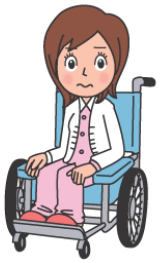

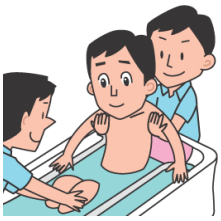

詳細は住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』にも掲載していますので、ご参照ください。

住友生命
ホームページ

保障内容をお受取人の方にお伝えください！

詳細　Ｐ２　契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」

■保険金・給付金のご請求について
保険金・給付金のご請求は、契約者を通じてのお手続きとなります。
ご加入内容から、「お支払事由」に該当する可能性がある場合は、契約者に申し出てください。
ご不明な点がございましたら、契約者の事務担当者に確認いただくか、以下へお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険支払室）
0120-307191

【受付時間】
月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時
（祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

事例1 高度障害保険金の支払い【高度障害状態】

高度障害保険金は、高度障害状態になられた場合に支払われます。

支払われる場合

加入後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服の着脱・起居・歩行・入浴のすべてにおいて、**自力では全く不可能で、**かつ**回復の見込みがない**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しますので、支払われます。

支払われない場合

「脳梗塞」の後遺症として半身のまひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも自力で不可能ではあるものの、**もう片方の半身は正常に動くため、食物の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える**場合。

終身常に介護を要する状態に該当しないため、支払われません。

事例2 死亡保険金の支払い【告知義務違反による解除】

加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と異なる告知をした場合、加入は告知義務違反のため解除となり、死亡保険金が支払われないことがあります。

詳細　Ｐ５　注意喚起情報「②告知に関する重要事項について」

支払われない場合

加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せずに加入**し、加入半年後に「慢性Ｃ型肝炎」を**原因とする「肝がん」で死亡**した場合。

告知義務違反のため解除となり、死亡保険金は支払われません。

支払われる場合

加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書で**正しく告知せずに加入**したが、加入半年後に「慢性Ｃ型肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」で死亡**した場合。

告知義務違反の対象となった事実と、死因との間に、**因果関係がない**ため、死亡保険金が支払われます。

解説

加入する際には、正確に告知していただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知した場合、該当の加入者について解除となり、死亡保険金は支払われません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、死亡保険金が支払われます。